

自立生活センターさっぽろ・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための 研修（特定の者）業務規程

1 目的

本研修は、居宅内において、「喀痰吸引」と「経管栄養」を安全に提供できる介護職員等を養成することを目的とする。

2 研修事業の名称

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者）

3 実施主体・会場

特定非営利活動法人 自立生活センターさっぽろ（以下：当事業所）

札幌市白石区南郷通14丁目南2-2ニュー南郷サンハイツ1F

※実地研修については、「喀痰吸引」と「経管栄養」を行う特定の利用者宅で行う場合がある。

4 受講資格

- (1) 特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。
- (2) 対象の利用者の居住地が札幌市内および近郊の方。
- (3) 下記の基準を満たしていることとする。

1) 事業所事項	①受講者が所属する事業所は、「登録特定行為事業者」の指定を受けていること。または、指定を受ける予定であること。合わせて安全委員会が設置されている。または設置する予定であること。
	②受講者が医療行為を行う「利用者名」と「医療行為内容(どこの痰吸引なのか、栄養の種類は何かなど)」が決まっていること。(複数の利用者を担当する場合は、すべての利用者名で申し込む)その対象の利用者は、主治医や医療関係機関と連携を取り、緊急時の対応方法や人工呼吸器のトラブル等にも対応できる体制を整えている。または、今後、体制を整備する計画であること。
	③受講者が所属する事業所が医療行為を行う利用者と介助サービスの利用契約を締結していること。またはこれから締結する予定であること。
	④受講者が所属する事業所が「登録特定行為」(喀痰吸引や経管栄養など)に対応できる「介助サービス事業保険(賠償責任保険)」に加入していること。
2) 対象利用者	①実地研修を行うことを利用者さんにしっかりと説明し、同意・協力を得ていること。
3) 指導看護師	①実地研修を行う場合、普段関わっている(または関わる予定の)指導看護師等で行うこと。
	②実地研修を担当する指導看護師等は、「3号研修の指導看護師の資格」を持っていること。(指導看護師登録番号・資格証があること)

	③ 実地研修を担当する指導看護師等は、「看護協会に登録」をしている。もしくは「看護師（または医療職用）自賠責保険」に加入していること。加入していない場合は、こちらで用意する「看護師（または医療職用）自賠責保険」に加入することに同意していること。
	④ 実地研修を担当する指導看護師等は、当事業所と講師契約（講師料は当事業所と看護師で直接決める）ができること。
4) その他	① 実地研修を行う場合、当事業所のスタッフが同席することに同意できること。
	② 上記の基準に関わらず、当事業所が認めた者。

5 受講料

受講料は以下のとおりとする。

	金額
全研修受講（基本研修＋実地研修）	18,000円
実地研修のみ受講	7,000円

※全研修受講は、テキスト代を含む。

※実地研修は、評価票のすべての項目について医師または指導看護師等の評価結果が連続2回「手順通りに実施できる」となった場合、修了を認める。ただし、修了が認められない場合は、1回ごとに1,500円の追加料金を納入する。

6 受講手続き

（1）募集時期

開校日の7日前までとする。

（2）受講料納入方法

受講開始前日までに、直接持参又は振り込みにより原則一括納入とし、当事業者が認めた場合、分割納入も可能とする。実地研修における追加料金が発生する場合は、研修がすべて修了するまでに納入する。

（3）受講料返還方法

一度納入した受講料は、いかなる場合も返還しない。

7 研修カリキュラム等

研修カリキュラム（別紙1）のとおりとし、研修で使用する備品は備品台帳（別紙2）のとおりとする。

8 喀痰吸引等研修の運営

研修の具体的な運営については、当事業所内に「喀痰吸引等研修実施委員会」を設置し、当該委員会により策定する「喀痰吸引等研修実施委員会規定（別添規定1）」により行う。

9 研修の修得程度等の審査及び筆記試験

研修の修得程度の審査については、「研修の修得程度の審査方法（別添規定2）」に

より行うほか、筆記試験については、「筆記試験事務規定（別添規定3）」により行うものとする。

1 0 修了証明書の発行

修了を認定されたものは、当事業所において修了証明書（様式1）を交付する。

1 1 安全管理のための体制

研修中に事故が生じた場合には、下記の損害賠償保険の範囲内において補償する。

保険会社名 損害保険ジャパン

保険名 損害賠償責任保険 ウォームハート

1 2 退学規定

受講者が退学を求める場合は、その旨を当事業所の職員に告げ、承認を得なければならない。

次に該当する者は、当事業所により退学を命じることができる。

- ・学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ・研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

1 3 秘密の保持

喀痰吸引等に関する業務上知り得た対象者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を定める。

1 4 研修修了後の報告と管理

研修を修了した後、速やかに実施結果報告書（様式2）を作成し、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に提出する。また、研修修了者については、研修修了者管理簿（様式3）を作成し、当事業所で保管する。

1 5 関係書類の保存

登録更新変更にかかる申請書及び添付書類は、永年保存とする。その他、関係書類は、5年間保存する。

1 6 その他

この学則には必要な細則並びに、この学則に定めのない事業で必要があると認められる時は、当事業所がこれを定める。

付則 この規程は、2012年4月1日から適用する。
この規程は、2016年6月1日から適用する。